

土木部発注の建設工事に係る総合評価競争入札実施の手引き

1 一般的事項

- (1) 総合評価競争入札の実施にあたっては、土木部発注の建設工事に係る総合評価競争入札実施要領及び本手引きに定める事項のほか「建設工事に係る一般競争入札実施要領」「建設工事に係る公募型一般競争入札実施要領」「土木部土木請負工事の施工体制確認型総合評価落札方式実施要領」「土木部低入札価格調査制度取扱要領」の手続きによるものとする。
- (2) 設計・施工一括発注で技術提案を求める工事にあつては、総合評価競争入札実施要領及び本手引きに定める事項のほか「土木部 設計・施工一括発注（試行）実施要領」の手続きによるものとする。
- (3) 技術的要件及び落札決定基準については、入札説明書等において明らかにするものとし、この旨を入札公告又は入札通知において明記するものとする。
- (4) 契約担当者は、技術的要件及び評価基準を定める場合にあつては、入札説明書の一部として、これらを入札参加者の要請に応じ速やかに交付するものとする。

2 学識経験を有する者の意見聴取

- (1) 契約担当者は、学識経験を有する者の意見聴取にあつて契約の内容や目的に応じ効率的に意見聴取を行うものとし、個別に聴く方法、委員会形式で行う方法のいずれでも可能とする。
- (2) 委員会形式の場合は、案件ごとに総合評価委員会設置要綱を定め、総合評価委員会を設けるものとする。
- (3) 契約担当者は、(1)の学識経験者を選定するに当たり、土木部契約管理課に協議するものとする。

3 技術的要件

- (1) 技術的要件は、工事における必要度、重要度に基づき、適切に設定するものとする。
- (2) 技術的要件は、必須の要求要件とそれ以外の要求要件に区分して、入札説明書等において明らかにするものとする。
 - ア 必須の要求要件は、県が実際に必要とする最低限の内容に限るものとする。
 - イ 必須以外の要求要件は、評価の対象とするものに限り、入札説明書等に記載し、評価の対象としないものは記載しない。
- (3) 技術的要件は、定量的に表示し得るもの（性能等を数値化できるもの）は数値で表すこととし、それが困難で定性的に表示せざるを得ないものについては、その内容を可能な限り詳細かつ具体的に記載するものとする。

4 評価基準

- (1) 評価基準は、性能等に係る評価項目及び得点配分その他の評価に必要な事項とする。
- (2) 評価基準は、入札説明書等において明らかにするものとする。
- (3) 性能等に係る評価項目及び得点配分は、工事における必要度、重要度に基づき、適

切に設定するものとする。

なお、全ての評価項目が、必須以外の項目である工事については、標準点を90点、施工体制評価点を10点、加算点を10～30点を基本として工事の内容等に応じて設定するものとする。

- (4) 工事における必要度、重要度に照らし、必要な範囲を超え評価する意味のない性能等は評価しないものとする。
- (5) 必須の要求要件であっても、最低限を満たしていれば足りるものであり、工事における必要度、重要度に照らし、必須の評価項目を必要以上に加算点の対象にしないものとする。
- (6) 評価項目については、その評価する内容を可能な限り詳細かつ具体的に示すものとする。この場合において、あらかじめ数値等により定量的に評価する範囲（上限値等）を示すことができるものについては、当該評価項目ごとにその旨を明記するものとする。
- (7) 得点配分は、必要度、重要度に応じて各評価項目の基礎点と加算点を定めることにより行う。
- (8) 必須の評価項目及びそれ以外の評価項目の各評価項目ごとに、入札参加者の提示する性能等とその評価に応じ与える得点（基礎点を含む。）の関係を明らかにするものとする。
- (9) 基礎点合計と加算点合計との配点割合は、工事及び評価の目的、内容等を勘案して適切に設定するものとする。
- (10) 基準評価値は、予定価格の算定の前提となる状態（予定価格を算出する際に設定する諸条件を満たす状態）で想定される得点を、予定価格で除した数値とし、補償費等の支出額等を評価する場合には、予定価格に予定価格算出の前提となる状態で想定される補償費等の支出額等を加算した価格をもって除した数値とするものとする。
- (11) 予定価格は、契約担当者が工事ごとに設定するものとし、当該工事において目標とする技術的要件（必須の評価項目ごとに設定した最高得点を与える状態。以下「目標状態」という。）を前提として算出することとする。ただし、全ての評価項目が、必須以外の項目である工事については、当該工事において標準とする技術的要件（入札説明書等に記載された要求要件を満足する状態）を前提として算出することとする。
- (12) 予定価格を算出する方法としては、目標状態の工事価格を算出する方法、あるいは、必須とする評価項目ごとの最低限の要求要件を満足する工事価格に目標状態までに必要な価格を加算する方法等が考えられる。ただし、全ての評価項目が、必須以外の項目である工事については、入札説明書等に記載された要求要件を満足する工事価格を算出する方法をいう。
- (13) 評価項目設定の指針となる事項の例としては、次のとおりである。なお、具体的な評価項目を設定する場合においては、その項目は当該工事に係る契約において、その内容が担保できるものに限るものとし、担保できないものは、評価項目の対象としないものとする。

ア 総合的なコストに関する事項

(ア) ライフサイクルコスト

維持管理費、更新費も含めたライフサイクルコストについて評価する。

(イ) その他

補償費等の支出額等の評価する。

イ 工事目的物の性能、機能に関する事項

(ア) 性能、機能

初期性能の持続性、強度、耐久性、安定性、美観、供用性等の性能、機能の評価する。

ウ 社会的要請に関する事項

(ア) 環境の維持

騒音、振動、粉塵、悪臭、水質汚濁、地盤沈下、土壌汚染、景観を県の利害の観点から評価する。

(イ) 交通の確保

交通への影響（規制車線数、規制時間、交通ネットワークの確保、災害復旧等）を県の利害の観点から評価する。

(ウ) 特別な安全対策

特別な安全対策を必要とする工事について安全対策の良否を評価する。

(エ) 省資源対策又はリサイクル対策

省資源対策、リサイクルの良否などへの対応を県の利害の観点から評価する。

5 評価

(1) 入札の評価は、入札説明書等に基づいて行うものとし、入札説明書等に記載されていない性能等は評価の対象としない。

(2) 性能等の評価は、契約担当者が、委員会等による公正、公平な審査を通じて適切に行うものとする。また、当該審査に当たっては、全ての入札参加者に共通の基準で行うこととし、特定の入札参加者の方法を用いないものとする。

必要に応じ、入札前に施工計画、試験結果等の提出を求め、資料のヒアリングを実施することができる。なお、その場合には、その旨を入札説明書等において明らかにするものとする。

(3) 必須の評価項目については、入札説明書等で示した最低限の要求要件を満たしているか否かを判定し、合格、不合格の決定をする。合格とされたものについては、入札説明書等に基づき基礎点及び加算点を与える。

(4) 必須以外の評価項目については、入札説明書等に記載された要求要件を満たしているか否かを判定し、入札説明書等に記載された要求要件をみたしている場合は、入札説明書等に基づき加算点を与える。

ただし、全ての評価項目が、必須以外の項目である工事については、入札説明書等に記載された要求要件を満たしている場合に標準点を与え、更に、入札説明書等に記載された要求要件を越える部分については加算点を与えるものとする。

(5) 定性的な評価項目に関する評価に当たっては、十分、合理的な理由をもって行うものとする。

(6) 入札参加者の提示する性能等の評価に当たり、実地試験等を課す場合には、公正か

つ無差別な手段で行われることを確保するため、当該試験の実施内容、方法等を入札説明書等において明らかにするものとする。

- (7) 施工体制評価点は、土木部土木請負工事の施工体制確認型総合評価落札方式実施要領で定める評価基準によって各入札参加者が得た得点に、3分の1を乗じて得た数値（小数点以下第4位四捨五入）とする。

6 入札参加資格の確認時における技術提案の取り扱い

提出された技術提案を評価した結果、得点の合計が0点の者、及び、入札説明書等で示した最低限の要求要件を1項目でも満たしていない者は提案を不適として入札参加資格を与えない。また、技術提案に係る技術・社会貢献評価数値の加算対象としない。

7 提案の提出方法

提案は、技術提案に基づき施工しようとする内容を明示した施工計画である技術提案を提出することとし、技術提案が認められない場合における標準案による施工計画についての提出は、原則として認めないものとする。

8 その他

(1) 落札結果の公表等

ア 兵庫県建設工事入札・契約情報公表事務処理要領に基づく公表項目に加え、評価値を公表する。

ただし、評価値は、予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の場合のみ公表する。

イ 技術的要件の審査結果については、各評価項目ごとに評価の結果及びその理由を記録しておくものとする。

ウ 入札参加者は、落札結果が通知された日から5日以内に、自らの評価項目の得点を様式1により照会を求めることができる。

契約担当者は、前項の照会に対して様式2号により回答することとする。ただし、不調等によって再度入札手続きを行う必要がある場合は回答しない。

(2) 評価内容の担保

ア 落札者の提示した性能等については、全て契約図書にその内容を記載することとし、その履行を確保するものとする。

イ 工事の監督、検査に当たっては、評価した性能等の内容を満たしていることを適切な時期に確認するものとする。

なお、工事の検査において、契約図書に記載してある評価した性能等の内容を満たしていることをすべて確認できない場合は、当該工事の契約内容のうち、評価した性能等についての履行に係る部分は、工事完成後においても引き続き存続する旨を契約図書において明らかにする。

ウ イにおいて評価した性能等の内容を満たしていない場合に、評価する項目の性格から、再度の施工が困難あるいは合理的でない場合は、契約金額の減額、工事成績評定点の減点、兵庫県が発注する総合評価落札方式を適用する全ての工事における

得点の減点（１年間）、損害賠償等を行う旨を入札説明書等において明らかにし、契約図書に記載するものとする。なお、再度の施工が可能な場合には、入札説明書等及び契約図書において、再度の施工の義務及びその内容を明らかにする。

(3) 技術提案の保護

ア 発注者は、提案内容に関する事項が提案者以外の者に知られることがないように取り扱う。ただし、落札者の提案については、その概要について公表する場合がある。

イ 提案者の了承なく、提案の一部のみを採用することはしない。

(4) 総合評価競争入札の開札の取扱い

予定価格の制限の範囲内で失格基準価格以上の者について総合評価を実施し、○月○日までに落札決定を行い通知をする旨を告げて入札を終了するものとする。

なお、開札の結果、再度の入札を行う場合にあっては、価格及び性能等をもって入札するものとする。

(5) 落札者が不在の場合の取扱い

(4) なお書きによっても、落札者が不在場合に随意契約を締結しようとする場合においても、土木部発注の建設工事総合評価落札方式実施要領 9 (2) に示す考え方に従い契約するものとする。

様式1号

令和 年 月 日

契約担当者
〇〇県民局長（県民センター長）様

住 所
(郵便番号 電話番号)
商号又は名称
代表者名
電 話
電子メール

総合評価落札方式が適用された入札における評価項目の得点の開示
について（照会）

下記の工事について、総合評価落札方式に係る自社の評価項目ごとの得点について開
示を求めます。

記

開示を求める工事
工事名
工事箇所名

様式2号

第 号
令和 年 月 日

住 所
商号又は名称
代表者 様

契約担当者
〇〇県民局長（県民センター長）
〇 〇 〇 〇

総合評価落札方式が適用された入札における評価項目の得点について（回答）

令和 年 月 日付けで貴社から開示を求められた件について、下記のとおり回答します。

記

1 開示を求められた工事

(1) 工事名

(2) 箇所名

2 回答内容 ※回答内容は評価項目ごとの得点までとする。
但し、入札に参加しなかった者については回答しない。